

2024 年 1 月

受益者の皆様

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・中国株ファンド」の換金申込の受付の停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用する「アムンディ・中国株ファンド」は、主として香港（H株、レッドチップ）、上海、深セン市場に上場する企業の株式等に投資を行っておりますが、今般、2024 年 2 月 9 日の換金申込の受付を停止させていただくこととなりました。

中国の旧正月（春節）の連休のため、2 月 10 日～2 月 17 日までを既存申込不可日としておりましたが、上海、深センの証券取引所から連休が始まる前日の 2 月 9 日も休場とすることが発表されました。

つきましては、「アムンディ・中国株ファンド」におきまして、約款の規定に従い、2024 年 2 月 9 日の換金申込の受付を停止させていただきますので、その旨ご連絡申し上げます。受益者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、上記事情をご斟酌いただき、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

取得申込／換金申込の受付スケジュール

2/7 (水)	2/8 (木)	2/9 (金)	2/10 (土)	2/11 (日)	2/12 (月)	2/13 (火)	2/14 (水)	2/15 (木)	2/16 (金)	2/17 (土)	2/18 (日)	2/19 (月)	2/20 (火)
○	○	×				×※	×※	×※	×※			○	○

×：換金申込不可日

×※：既存取得・換金申込不可日

以上

P2 の「当資料のお取扱いについてのご注意」を必ずご確認ください。

ファンドの目的

ファンドは、主として中国で事業展開を行う企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

① 長期的な成長トレンドが予測される中国の企業に投資することで、高い収益を獲得することを目指します。

・中国の経済成長より高い成長が期待される企業に主に投資します。

・ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。
 ファンドが投資対象とする中国の株式の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在します。
 ・ファンドが当該支配的な銘柄に集中して投資することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、投資信託財産に大きな損失が生じることがあります。

② 売上の大半を中国大陸が占め、実質的な経営拠点が中国大陸にある中国関連企業を投資対象とします。

・ファンドは主として香港(H株、レッドチップ)、上海、深セン市場に上場する企業に投資します。
 ・グレートチャイナ(中国、香港、台湾)市場はもとより、上記の条件を満たしているシンガポールやニューヨーク、ナスダック等中国以外の市場に上場している中国関連企業も対象となります。
 ・MSCIチャイナ インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)^{*}をベンチマークとして運用を行います。
 ・原則として為替ヘッジは行いません。
^{*}MSCIチャイナ インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

③ アムンディ・ホンコン・リミテッドに運用指図の権限を委託します。

・グローバル戦略を採用し、厳選された銘柄によるポートフォリオの構築を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、特化型運用について、換金の中止、流動性リスクに関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<お申込みの際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。>

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した情報提供資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	分配金受取りコースおよび分配金再投資コースがあります。 (コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	香港、上海、深センの各証券取引所のうち、いずれかの証券取引所が休場日の場合には、換金申込を受付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:2003年10月31日)
決算日	年1回決算、原則11月20日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 3.3%(税抜3.00%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た金額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.87%(税抜1.700%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディ・ホンコン・リミテッドへの投資顧問報酬(信託財産の純資産総額に年率0.800%以内を乗じて得た金額)が含まれています。
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

- ◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆ファンドの費用については、有価証券届出書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン : 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス : https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○				
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	○				
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○			○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○			○	
株式会社山形銀行 [※]	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○	○	○
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○				

※ インターネットのみのお取り扱いとなります。